

安全の手引き

2023年6月
在中国日本国大使館

中国に渡航する前に

- ◎ 海外旅行保険に加入しましょう
- ◎ 「在留届」を提出しましょう

中国滞在について

1. 犯罪発生状況、防犯対策

- (1) スリ、ひったくり、置引
- (2) タクシーでの被害(ぼったくり、荷物の持ち去り等)
- (3) 決済時の被害(偽札、クレジットカードのスキミング)
- (4) 繁華街での被害(「買春」は違法です)
- (5) 振り込め詐欺
- (6) 麻薬等違法薬物犯罪

2. 滞在時の留意事項

- (1) パスポートの携帯
- (2) 交通事故
- (3) いわゆる「スパイ行為」等
- (4) 写真撮影、政治活動、宗教活動、集会等
- (5) 対日感情
- (6) 旅行制限

3. 査証、出入国審査

- (1) 査証(ビザ)、出入国審査
- (2) 居住・宿泊の際の「登記」
- (3) 「居留許可」
- (4) 税関手続き
- (5) 出国制限

4. 風俗、習慣、健康等

- (1) 少数民族
- (2) 飲酒

緊急事態への対応について

緊急時の連絡先

緊急時の中国語

中国に渡航する前に

◎ 海外旅行保険に加入しましょう

中国において医療機関にかかる場合は、高額な医療費が必要な場合があるほか、日本への緊急移送が必要な場合には、数百万円の費用が必要になります。交通事故の被害に遭っても、相手方から十分な賠償を受けられるという保障はありません。不測の事態が発生した場合に備え、海外旅行保険に加入することを強くお勧めします。

なお、クレジットカードには、海外旅行保険特約の付いたものがありますが、保険適用期間や、疾病・事故等の原因によっては保険の適用にならない場合がありますので、クレジットカードの保険の内容については確認しておきましょう。

◎ 「在留届」を提出しましょう

海外に3か月以上滞在する方は、必ず居住地を管轄する日本国大使館又は総領事館へ「在留届」を提出してください（「旅券法」で提出が義務づけられています）。また、3か月未満の海外渡航を予定されている方については、「たびレジ」の登録をお願いします。「在留届」や「たびレジ」を提出・登録いただくと、渡航先の安全情報をメールで受け取れるほか、事件や事故に遭った場合や緊急事態の発生時に関係者への連絡を行うために使われます。「在留届」や「たびレジ」は、外務省「海外安全ホームページ」からオンラインで提出・登録できます。また、「在留届」における住所や電話番号、メールアドレス等に変更が生じた場合や、日本へ帰国する場合には、「変更・帰国届」を提出してください。

2020年1月23日、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、中国政府は武漢発着の全ての公共交通機関の運行を停止し、武漢に通じる道路が封鎖されました。当館は、「在留届」と「たびレジ」の情報に基づき武漢や湖北省の在留邦人と連絡をとり、滞在先から空港まで輸送しました。これにより、帰国を希望するすべての方が日本政府のチャーター機により帰国しました。

中国滞在について

1. 犯罪発生状況、防犯対策

中国の治安状況は全体としては安定していますが、中国政府の統計によると、2021年の各種刑事事件の立件数は合計502万7,829件で前年比約5%増加しています。刑事事件のうち、殺人事件の立件数は6,522件（前年比約9%減）、傷害事件の立件数は8万2,476件（前年比約4%増）、強盗事件の立件数は9,700件（前年比約14%減）、強姦事件の立件数は3万9,577件（前年比約18%増）、女性・子供の誘拐事件の立件数は2,860件（前年比約6%減）、窃盗事件の立件数は160万2,450件（前年比約3%減）、詐欺事件の立件数は195万4,276件（前年比約2%増）となっています。

犯罪被害や事故に遭った場合は、直ちに110番に通報し、公安機関（最寄りの派出所）に届けください。発生から届出までの時間が経過していると、現場や被害の確認が困難になります。また、万一、暴力や強盗の被害に遭った場合は、相手が凶器を所持している場合もあるため、身の安全を第一に考え、むやみに抵抗しないようにしてください。

日本人の方が遭った被害やトラブルの例は以下のとおりです。

(1) スリ、ひったくり、置引

空港や両替所、街中のレストランなどで発生しています。

空港ではパスポートの出し入れが頻繁に行われるため、エレベーター内やタクシー乗り場で並んでいる際にパスポートを盗まれることが多いので、注意しましょう。また、銀行 ATM の使用や記念撮影をする場合も、置き引きに注意し、荷物は目の届くところに置き、貴重品は体から離さないようにしましょう。

街中でも、人混みが多いところでスリやひったくりが発生していますので、貴重品は分散して持ち、リュック等は前に抱えて持つなどの注意が必要です。また、パソコンや携帯電話が盗難に遭うケースもあるので、高価な持ち物は目の届くところに置きましょう。

(2) タクシーでの被害(ぼったくり、荷物の持ち去り等)

流しのタクシーを利用する際、遠回りされて、通常より高い料金を請求される等のぼったくり被害が発生しています。また、スーツケース等をトランクから出さないうちに、運転手が発車し、荷物が車内に置き去りになるケースも見られます。こうした被害から身を守るため、①乗車する前に、利用する車の外観を写真で撮る、②利用する車のナンバープレートや車種、運転手の名前を控えておく、③運転手の様子が不審な場合はその車に乗らない、④できる限り女性一人では乗らず、複数人で乗るように心掛ける等の安全対策を講じるようにしましょう。

また、車内にパスポート、携帯電話や財布を置き忘れるケースも多く見られます。降車時には、忘れ物がないかどうか必ず確認するようにし、万が一のために、領収証を必ず受領するようにしましょう。これにより車両が特定でき、紛失物が戻ってくる可能性が高くなります。

中国では配車アプリが広く普及していますが、これを使用した中国人が殺害される事件が発生しました。アプリには警察への通報機能があるので、乗車時に不安を感じたらすぐに通報できるよう、アプリの機能を確認してください。

タクシーでの支払いに際して100元札(最高額紙幣)を渡したところ、運転手から偽札であるとして受け取りを拒否され、降車後にその紙幣が偽札と判明する事案が報告されています(すり替えられる偽札の大半が100元札です)。タクシーでの支払いに際しては、運転手に不審な動きがないか注視するとともに、できる限り小額紙幣を準備しましょう。

(3) 決済時の被害(偽札、クレジットカードのスキミング)

中国では電子決済が広く普及しており、日常生活で現金を使用することはほとんどありません。しかし、電子決済利用のためには原則として中国国内の銀行口座が必要であることから、一時的に滞在する外国人による利用は困難です。

現金の使用は引き続き可能ですが、偽札防止のため、支払時に偽札検知器が使用されることがあります。偽札については、ATM やタクシーでの被害が報告されています。引き出しや両替は信頼性の高い銀行で行うようにしましょう。また、ATMから引き出した現金の中に偽札が含まれていることが分かった場合、現金受領時に受け取った「取引明細書」とともに、ATMに掲示されている連絡先に通報してください。

銀行のキャッシュカードのスキミング、盗難クレジットカードの悪用等の被害が発生しています。キャッシュカードやクレジットカードを利用する時は、目の前で従業員がカードの操作を確認する、暗証番号を他人にみられないようにする、決済金額を通知するショートメッセージサービスを利用するなど、不審な引き落としに対する予防策を講じる必要があります。

(4) 繁華街での被害(「買春」は違法です)

繁華街にある「バー」やカラオケ店、マッサージ店などでぼったくり被害に遭い、数十万円の支払いを強要されるケースがあります。また「日本語を勉強しているので教えてくれないか。」などと若い女性に片言の日本語で声をかけられ、一緒に入店した飲食店で高額な料金を請求される例もあります。「客引き」などからの怪しい誘いは、はっきりと断りましょう。

カラオケ店やマッサージ店の中には買春や性的サービスを誘う店がありますが、これらは、「治安管理条例処罰法」によって、15日以下の拘留及び5,000元以下の罰金に処されるほか、国外退去処分を受け数年間中国への入国が禁止されるケースもあります。したがって、そのような行為に誘われても、はっきりと断ることが肝要です。

(5) 振り込め詐欺

詐欺事件は、2020年に大幅に増加し(前年比約34%増)、2021年も引き続き増加しています。

特に、携帯電話やインターネットを使用した「振り込め詐欺」が増えています。検察院、法院(裁判所)や警察、携帯電話会社、銀行、郵便局、ネットショッピングサイト等の様々な機関を名乗って、口座番号、暗証番号、生年月日等の個人情報聞き出す手口であり、年々巧妙化しています。殆どが「振り込め詐欺」と考えられますので、名指しで電話がかかっても相手にせず電話を切るようにし、不審なメールやショートメッセージのリンクは開かないようにしましょう。

(6) 麻薬等違法薬物犯罪

麻薬の密輸、販売、運搬、製造、所持、譲渡に対しては厳罰が科せられます。これまで日本人も多数検挙されており、うち7人に対して死刑が執行されています。

とりわけ、麻薬の「運び屋」として利用されないよう、航空機に搭乗する際には、中身の分からない他人の荷物は絶対に預からないようにしてください。知らなかったと弁明しても、裁判で受け入れられる可能性は極めて低いです。

2. 滞在時の留意事項

(1) パスポートの携帯

「出入国管理法」により、16歳以上の外国人はパスポートを携帯し、公安機関の検査に備えなければならずとされています。また、ホテルへの宿泊、交通機関(航空機や鉄道、長距離バス)の利用、主要観光地への入場の際にパスポートの提示を要求されます。

万一の紛失に備えて、パスポートの写しや写真(人定事項を記載したページ)をとり、パスポートとは別に保管してください。

パスポートを紛失した場合には、①最寄りの派出所における「事案発生証明」を入手、②出入国管理局における「パスポート紛失証明」を入手、③大使館(総領事館)におけるパスポート再発給、④出入国管理局における中国ビザ取得が必要となります。特に④について、北京では最長10営業日が必要とされています。

(2) 交通事故

2021年の中国における交通事故による死亡者数は6万2,218人となっています(同年の日本では2,636人)。

中国では右側通行であり、多くの交差点では赤信号でも車両の右折が可能です。また、電動自転車、バイク等による信号無視、逆走、歩道上の走行も多いので、車を運転するときはもとより、歩行中であっても十分な注意が必要です。また、飲酒運転は中国でも違法であり、絶対にしないでください。

万一、交通事故に遭遇した場合は、まず交通警察(122)に通報してください。事故現場の保存が義務づけられていますので、警察官の到着までは車両は決して移動させないでください。

(3)いわゆる「スパイ行為」等

ア 中国は、2014年に「反スパイ法」(反間諜法)を制定し、2023年4月には「スパイ活動」への対策を強化する改訂を行う(7月1日施行)等、「国家安全」に危害を及ぼす行為への対策を強化しており、注意する必要があります。

イ 2023年改訂「反スパイ法」第4条にはスパイ行為の類型について新たな内容が追加されています。また、「(六)その他のスパイ活動を行うこと」との規定が引き続き置かれており、列挙されているもの以外にも様々な行動が幅広くスパイ行為とみなされる可能性があります。

○2023年改訂「反スパイ法」(下線部は改訂前同法第38条と改訂同法第4条との比較で追加された箇所です。)

第4条 本法に言うスパイ行為とは以下の行為を指す。

(一)スパイ組織及びその代理人が実施する、若しくは他人に指示、資金援助して実施する、又は国内外の機構、組織、個人がそれと互いに結託して実施する、中華人民共和国の国家安全に危害を及ぼす活動。

(二)スパイ組織に参加する、若しくはスパイ組織及びその代理人の任務を引き受けること、又はスパイ組織及びその代理人に頼ること。

(三)スパイ組織及びその代理人以外のその他の国外の機構、組織、個人が実施する、若しくは他人に指示、資金援助して実施する、又は国内の機構、組織、個人がそれと互いに結託して実施する、国家秘密、インテリジェンス及びその他国家の安全と利益に関わる文書、データ、資料、物品の窃取、偵察、買収、不法提供、又は国家の職員を策動、誘惑、脅迫、買収し、裏切るようにさせる活動。

(四)スパイ組織及びその代理人が実施する、若しくは他人に指示、資金援助して実施する、又は国内外の機構、組織、個人がそれと互いに結託して実施する、国家機関、秘密に関わる機関若しくは重要情報インフラ等に対するサイバー攻撃、侵入、妨害、制御、破壊等の活動。

(五)敵に攻撃目標を指示すること。

(六)その他のスパイ活動を行うこと。

スパイ組織及びその代理人が中華人民共和国の領域内において、又は中華人民共和国の公民、組織その他の条件を利用し、第三国に対するスパイ活動に従事し、中華人民共和国の国家安全に危害を及ぼすものは、本法を適用する。

※中華人民共和国反間諜法(https://www.gov.cn/yaowen/2023-04/27/content_5753385.htm)

ウ 刑法上の「スパイ罪」の罰則規定等

(ア) 刑罰(いわゆる「スパイ罪」)

(a)「刑法」第 110 条: 次の各号に掲げるスパイ行為の一つがあり、国家の安全に危害を及ぼした場合、10 年以上の懲役又は無期懲役に処する。情状が比較的軽い場合は 3 年以上 10 年以下の懲役に処する。

(一)スパイ組織に参加し、又はスパイ組織及び代理人の任務を引き受けること

(二)敵に攻撃目標を指示すること

(b)「刑法」第 111 条: 国外の機構、組織又は人員のために、国家秘密又はインテリジェンスを窃取し、偵察し、買収し、又は不法に提供した者は、5 年以上 10 年以下の懲役に処する。その情状が特別に重い場合には、10 年以上の懲役又は無期懲役に処する。その情状が比較的軽い場合には、5 年以下の懲役、拘留、管制又は政治的権利の剥奪に処する。

(c)「刑法」第 113 条: 上記刑法第 110 条の罪や刑法第 111 条の罪等について、国及び人民に対する危害が特別に重大であり、または情状が特別に悪辣である場合には、死刑に処することができる。この章の罪を犯した場合には、財産没収を併科することができる。

(イ) 行政罰

反スパイ法第 54 条により、行政拘留(15 日以下)や罰金(5 万人民元以下または違法所得の 2 倍以上 5 倍以下)に処される可能性があります。

エ 留意事項

上記の刑法、反スパイ法で規定された行為のほか、中国では、「軍事施設保護法」、「測量法」等に違反するとされる行為も「国家安全に危害を及ぼす」として取り調べの対象となり、国家安全部門による長期間の拘束を余儀なくされるのみならず、懲役等の刑罰を科される可能性があります。

具体的にどのような組織や人物が「スパイ組織及びその代理人」に該当し、どのような行為が「スパイ行為」として取り調べや拘束、刑罰の対象となるかが明らかにされておらず、また、これらの法律の内容が当局によって不透明かつ予見不可能な形で解釈される可能性もあるところ、特に以下の諸点に十分留意してください。また、最近の行為のみならず、過去に行った行為についても調査や拘束等の対象になり得ますので注意が必要です。

(ア) 中国の反スパイ法にあるように、中国政府の国家秘密、インテリジェンス等を持ち出したり、国外の組織に国家秘密、インテリジェンス等を提供したりするのみならず、国家秘密、インテリジェンス等に該当するとされる情報(文書、データ等を含む)を何らかの手段で取得、保有しただけで、「スパイ行為」とみなされ、厳罰に処されるおそれがあります。特に(手書きのものを含む)地図を所持しているだけで、その対象とみなされる可能性があります。

(イ)「軍事禁区」や「軍事管理区」と表示された場所は、軍事施設保護法により、許可なく立ち入ったり

撮影したりすること等が禁止されていますので、特に注意する必要があります。

(ウ)無許可のまま国土調査等を行うことは違法です。GPS を用いた測量、温泉掘削などの地質調査、生態調査、考古学調査等に従事して地理情報を収集、取得、所有等をした場合も、「国家安全に危害を及ぼす」として国家安全部門に拘束される可能性があります。

オ その他

また、「統計法」では外国人による無許可の統計調査も禁止されており、学術的なサンプル調査(アンケート用紙配布等)を実施する場合などでも、調査行為が法律に抵触することがありますので、共同調査を実施する中国側機関(学校等)との十分な打合わせが必要です。活動内容が「調査」や「情報収集」に該当する可能性がある場合には、細心の注意が必要です。

(4)写真撮影、政治活動、宗教活動、集会等

軍事関係の施設・設備、国境管理施設などの一部の公的施設等では写真撮影が厳しく制限されており、逮捕に至らなくても当局から一時拘束され、撮影した写真を調べられ、削除を求められる事例が少なくありません。また、一般市民や少数民族等による街頭デモなどの政治活動を写真撮影していて、警察官から撮影データの削除をその場で求められたり、記憶媒体を取り上げられたりした例もあります。撮影した対象が国家機密に触れると判断された場合は重罪となりますので、決して興味本位でこれらの施設等を撮影しないようにしてください。スケッチも取締り対象になる可能性があります。なお、一部の博物館、美術館等では写真撮影が禁止されています。撮影可能な場所なのか事前によく確認しておくことが肝要です。

政治的と見なされる外国人の集会や行進、示威的な活動等を行うことは厳しく制限されています(「集会遊行示威法」等)。これらの活動に参加し、公安局等主管機関の関係法令等に違反した場合、活動の種類や程度によって処罰を受けます。単にビラを配布しただけでも、その記載内容が違法または犯罪と認定されれば、厳罰が科せられることとなります。

中国では外国人の宗教活動は厳しく制限されており、2018年に全面改正された「宗教事務条例」や「外国人宗教活動管理規定」等の宗教関連法令の規定に基づき、外国人の宗教活動管理が厳格化されています。個人の「信教の自由」は認められているものの、中国政府の宗教当局から許可を受けていない外国人や外国の宗教団体が、独自に対外的な宗教活動を行うことは事実上困難です。非公認の宗教団体の活動、非公認場所での宗教活動、許可を得ていない外国人による宣教活動や集会等はすべて取締り対象となり、特に外国人が中国人に対して布教することを禁止しています。外国人が「違法宗教活動」に従事したとみなされると、当局に拘束され、拘留や強制退去処分を受ける場合があります。

中国では、集会の開催が厳格に規制されており、特に外国人による集会の開催は強く警戒されます。50人以上の集会の開催は公安局(派出所)への届出が必要であり、規模によっては公安の上級機関において集会の許可を取得する必要があります。さらに、政府の重要な会議の期間など、各地の警備強化期間には、集会の届出が受理されないこともあります。開催を予定している場合には、主催団体により、早めに公安局に届け出る必要があります。50人未満であっても、外国人が定期的に集まっているだけで監視対象となり、仮に中国の政治体制や社会秩序に反する活動(反政府集会、非合法宗教集会等)

とみなされた場合には関連法令によって取締りの対象となるとされています。

なお、中国においては、携帯電話やパソコンといった通信機器については、盗聴されている可能性もあることを認識し、また、WeChat 等の SNS の他、電子メールのやり取りについても、同様な状況にあることを意識して利用してください。

(5) 対日感情

一般的に、中国人は日本人の言動に敏感なところがあるため、節度ある言動が望まれます。特に、日本語の罵り言葉は比較的広く浸透しており、思わぬトラブルになることがあります。

また、過去の歴史にかかわる以下のような「記念日」においては、日本関連の行事開催には慎重な検討が望まれます。

5月4日(1919年) 五・四運動(反帝国主義、反封建主義運動)

6月5日(1941年) 重慶爆撃

7月7日(1937年) 盧溝橋事件

8月15日(1945年) 終戦記念日

9月3日(1945年) 「抗日戦争勝利記念日」

9月18日(1931年) 柳条湖事件(満州事変)

12月13日(1937年) 南京入城(「南京大虐殺犠牲者国家追悼日」)

(6) 旅行制限

チベット自治区への入域に際しては、旅行会社を通じて「入境証」を事前に取得する必要があります。

中国には、外国人の訪問に許可を要する「未開放地区」があり、そのリストは公開されておりません。「未開放地区」については、旅行会社を通じて事前に訪問の許可を取り付ける必要があります。

3. 査証、出入国審査

(1) 査証(ビザ)、出入国審査

一般旅券を所持する日本国民に対する中国滞在15日までの査証免除措置については停止されています。

2023年3月15日から、観光を含むすべての査証について申請が可能になっています(査証申請時に指紋を採取される)。また、有効な「居留許可」を所持する方、APEC・ビジネス・トラベル・カード(ABTC)を所持する方などは査証取得不要とされています。また、2020年3月28日以前に発給された有効期限内の査証は有効とされています。

日本から中国に向かう航空便への搭乗に際しては、搭乗48時間前以内に PCR 検査を受け「陰性証明書」を取得する必要があります。なお、2023年1月8日から、中国入国後の PCR 検査及び指定施設における隔離は不要となっています。健康状態の申告内容に異常がなく税関の通常の検疫で異常がなければ、入国後の行動への制約はありません。新型コロナウイルスに対する中国側の防疫措置については、必ず最新の状況を確認してください。

中国入国時に、外国人(14歳～70歳)は指紋を照合されるとともに顔画像を撮影されます。

また、中国の出入国審査においては「自動化ゲート」が利用可能です(長期滞在者のみ、要事前登録)。しかし、「自動化ゲート」を利用すると出入国印がパスポートに押されません。ホテルでの宿泊の際に入国日を確認されることがあるため、「自動化ゲート」利用の際には、出入国の証憑を印刷するサ

ービスがあるのでこれを併せ利用することをお勧めします。

(2) 居住・宿泊の際の「登記」

「出入国管理法」により、外国人は、居住または宿泊開始後24時間以内に管轄の公安機関において「登記」をする必要があり、これを怠ると2,000元以下の罰金が科せられます。

サービスアパートやホテルに居住、宿泊する場合は施設が「登記」を行いますが、友人宅や会社社宅などに宿泊する場合、日本から来た親族や友人を自宅に泊める場合、個人でアパートの長期賃貸契約を結ぶ場合は、自ら「登記」を行う必要があります。

(3) 「居留許可」

入国後「居留許可」手続きを要するとされている外国人(就労または180日を超える長期滞在者)は、中国入国後30日以内に管轄の公安機関において「居留許可」を申請しなければなりません。居留期間を延長する場合は、「居留許可」有効期間満了の30日前までに申請が必要です。「居留許可」の発行や居留期間の延長には最長15営業日が必要とされています。また、パスポート番号の変更など「居留許可」の内容に変更が生じた場合は変更事由が生じた日から10日以内に変更の申請が必要です。さらに、就労する場合は、「居留許可」に加えて、労働部局における「就労(工作)許可」の発行や延長手続きが必要です。

「出入国管理法」には、不法滞在には1万元以下の罰金または15日以下の拘留を科す、不法就労には2万元以下の罰金及び15日以下の拘留を科し悪質な場合は国外退去処分とするとあります。

(4) 税関手続き

外貨については持ち込み、持ち出しともに5千米ドル相当までです。外貨を持ち出す場合、5千米ドルを超え1万米ドルまでの場合は預金銀行での許可証の取得が、1万米ドルを超える場合は、外貨管理局の許可を受けた上で預金銀行での許可証の取得が必要です。人民元については持ち込み、持ち出しともに2万元までです。なお、人民元を外貨へ換金する場合は、外貨から人民元へ換金した際の換金証明書が必要とされています。

中国の政治・経済・文化・道徳に有害な印刷物や記憶媒体(ポルノ含む)は持ち込み禁止です。中国国外では一般的な内容であっても「有害」とみなされる場合があります(特に地図)。

貴重文物(文化財。古美術・骨董品類)、絶滅に瀕する貴重動植物(標本を含む。)及びその種子・繁殖材料等は持ち出し禁止です。古美術・骨董品等の文物を購入する場合には、海外への持ち出しが可能であることを証明する文書等を購入先から受け取っておく必要があります。

(5) 出国制限

「出入国管理法」には、未結了の民事事件を抱え裁判所が出国を許可しない場合、外国人は出国できないとあります。実際に、民事事件の被告となり中国を出国できなくなった日本人がいます。また、パスポートを差し押さえられることもあります。

また、「出入国管理法」には、刑事事件の被告人または被疑者である場合、刑事罰の執行が完了していない場合、外国人は出国できないともあります。

4. 風俗、習慣、健康等

(1)少数民族

中国では漢族のほかに55の少数民族があり、総人口の約8%を占めています。都市部においても教義にのっとり飲酒をしない者(回族など)がおり、チベット自治区や新疆ウイグル自治区においては、独自の信仰を有する少数民族が多数居住しています。それぞれの民族の風俗、習慣への配慮が必要です。

(2)飲酒

中国では、年配者や地方在住者を中心に、宴席においてお酒の一気に飲みを要求する習慣があります。「白酒(バイチュウ)」というアルコール度数の高い蒸留酒もあり、これを何度も一気に飲むのは危険です。実際にお酒の飲みすぎで死亡した日本人もいます。また、酩酊状態からパスポートを含む貴重品を紛失する方も多数います。無理をせず節度のある飲酒に努めてください。

緊急事態への対応について

◎ 基本的な心構え

緊急事態は、不特定多数の人々が巻き込まれる大規模な災害、事件・事故、各種デモ(反日デモを含む。)、テロ、及び感染症(新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など)の発生などのように、予測が困難で突発的に発生し、解決に一定の時間を要したりするような深刻な事態をいいます。

このような事態になった場合、または発生するおそれがある場合には、まず正確な情報を入手して状況を正しく把握するとともに、平静を保ち、流言ひ語に惑わされたり、群集心理に巻き込まれないようにすることが重要です。

◎ 常日頃からの準備が重要です

当館からの連絡が確実に入手できるよう、3か月以上滞在する方は「在留届」を提出、3か月未満の渡航を予定されている方は「たびレジ」に登録するとともに、緊急事態の発生時に連絡できるよう旅行日程、連絡先を日本のご家族等に必ず残してください。

会社などにおいては、緊急事態発生を想定したマニュアルの作成をお勧めします。緊急事態の態様や状況によって異なりますが、連絡先、集合場所、空港への交通手段確保の方法等を決めておくと、緊急事態が発生した場合でも慌てることなく冷静に対応できます。

緊急事態の発生時には、各種の行動が制限され、長期にわたる外出制限や、交通機関や医療機関、商店を含めて社会的機能が混乱することが予想されるため、米や水、インスタントラーメンなどの食料品類、マスクや常備薬などの日用品・医薬品類、その他防災用グッズとして必要と考えられるものを、最低2週間分備蓄しておくことが望ましいとされています。また、一般的に1日に必要な飲用水は3リットルとされています。

◎ 緊急事態が発生した場合は、まずは正確な情報の入手に努めましょう

当館では、緊急事態が発生した場合、各種緊急情報を発信し、在留邦人の安否を確認し、支援を必要とされる在留邦人の方々に対応します。各種緊急情報は以下の手段で伝達することとしています。これに加え、日本の報道機関の協力を得て各種緊急情報を広くお伝えできるようにするので、テレビやインターネット等を通じて、報道にも注意してください。

- メールでの送信
- 当館ホームページへの掲載
- 在留届で登録された連絡先への連絡
- 各地日本人会や日本人学校等の連絡網を通じた伝達
- 北京においては、緊急連絡拠点公寓を通じた連絡

◎ 必要に応じ、大使館に通報してください

現場の状況のうち通報する必要があると思われるものは、自身の安全確保に注意し、当館、各地日本人会等に連絡してください。

自己または他の邦人の生命、身体、財産に危害がおよぶおそれがあるときは、公安に通報し、救護を求める等適切な措置をとるとともに、迅速かつ詳細にその状況を当館に通報してください。

◎ 避難する必要がある時は

緊急事態が発生した場合、情勢によっては、自宅に残り戸締まりをきちんとしている方が安全であることもありうるので、軽挙妄動は慎みましょう。

当館から、退去あるいは引揚げ勧奨があった場合には、帰国の是非を検討してください。

事態が逼迫して、当館から、引き揚げまたは避難のための集結を指示された場合は、速やかに指示のあった最寄りの場所に集結しましょう。

緊急時の連絡先

- ◎ 警察 : 110
- ◎ 消防 : 119
- ◎ 交通事故 : 122
- ◎ 救急車 : 120 または 999
- ◎ 番号案内 : 114

【問い合わせ先】

	代表電話（中国: +86）	管轄地域
在中国日本国大使館	(010)8531-9800 (010)6532-5964 (邦人援護)	北京市、天津市、河北省、山西省、内モンゴル自治区、河南省、湖北省、湖南省、チベット自治区、陝西省、甘肅省、青海省、寧夏回族自治区、新疆ウイグル自治区
在広州日本国総領事館	(020)8334-3009	広東省、福建省、広西チワン族自治区、海南省
在上海日本国総領事館	(021)5257-4766	上海市、江蘇省、浙江省、安徽省、江西省
在重慶日本国総領事館	(023)6373-3585	重慶市、四川省、貴州省、雲南省
在瀋陽日本国総領事館 (在大連領事事務所)	(024)2322-7490 (0411)8370-4077	遼寧省、吉林省、黒龍江省 (大連市)
在青島日本国総領事館	(0532)8090-0001	山東省
在香港日本国総領事館	(+852)2522-1184	香港特別行政区、マカオ特別行政区

【レファレンス】

外務省 海外安全ホームページ	https://www.anzen.mofa.go.jp/	「在留届」提出 海外安全情報など
在中国日本国大使館	https://www.cn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html	緊急時の連絡先など
駐日中国大使館	http://www.china-embassy.or.jp/jpn/	中国渡航手続きなど

緊急時の中国語

(下線に漢字を書いて相手にその文章を見せてください)

(日本語) 私は日本人です。_____といます。

(中国語) wǒ shì rìběnrén 我是日本人。 wǒ jiào 我叫_____。

(日本語) 私は_____に泊まっています。

(中国語) wǒ zhùzài 我住在_____。

(日本語) 私を_____まで連れて行ってください。

(中国語) qǐngsòng wǒ dào 请送我到_____。

(日本語) (電話番号)まで電話をかけてください。

(中国語) qǐng bō dǎ diànhuà 请拨打电话_____(電話番号)_____。

(日本語) 警察を呼んでください。

(中国語) qǐngjiào jǐngchá 请叫警察 (bào jǐng 报警) 。

(日本語) 救急車を呼んでください。

(中国語) qǐngjiào jiù hù chē 请叫救护车。

(日本語) 病院に連れて行ってください。

(中国語) qǐngdài wǒ qù yī yuàn 请带我去医院。